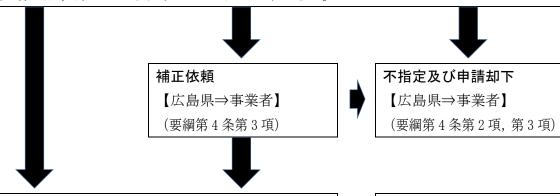
事業者指定の手続きの流れ

◆事業者指定申請

【事業者⇒広島県】

(要綱第3条)

- ※初回研修開講日の180日前から30日前までの間に提出してください。
- ※必要書類の様式は、県HPからダウンロードしてください。



事業者指定

【広島県⇒事業者】(要綱第4条第1項)

※次ページの研修指定手続きの流れに続く



◆廃止届

【事業者⇒広島県】

(要綱第 14 条, 要領第 11)

- ※研修の事業の全て又は 一部の課程を廃止する 場合
- ※廃止決定から 10 日以内 に提出してください。



◆変更届

【事業者⇒広島県】

(要綱第 10 条, 要領第 7)

- ※指定内容に変更が生じ た場合
- ※変更決定から 10 日以内 に提出してください



休止届

【事業者⇒広島県】

(要綱第 12 条, 要領第 9)

- ※当該年度に研修を実施 しない場合
- ※休止決定から 10 日以内 に提出してください。



◆再開届

【事業者⇒広島県】

(要綱第 13 条,要領第 10)

- ※研修の事業を再開する 場合
- ※再開決定から 10 日以内 に提出してください